

面会に係る規定

1. 目的

本規定は、患者の療養環境の維持と患者・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、当院における面会の取扱いについて定めるものである。

2. 基本方針

当院は、患者の社会的つながりの維持及び療養上の安心の確保の観点から原則として面会を過度に制限しない方針とする。ただし、医療上または管理上の必要性がある場合はこの限りではない。

3. 面会時間

以下の時間帯とする。

平日： 14時00分から19時00分まで

土曜： 14時00分から19時00分まで

日祝日： 14時00分から17時00分まで

4. 面会者に対する留意事項

以下の事項を遵守すること。

- 1) 患者の療養環境を妨げないこと
- 2) 職員の指示に従うこと
- 3) 体調不良の場合は面会を控えること
- 4) 手指衛生及びマスクの着用を行うこと

5. 医療上または管理上の必要性がある場合

次のような場合には、患者及び他の患者の安全確保の観点から、面会を制限することがある。

- 1) 感染症の発生・流行時
- 2) 安静・治療継続が必要な場合
- 3) 療養環境確保が必要な場合
- 4) 医療安全上必要と判断される場合
- 5) 面会者が本規程に従わない場合
- 6) その他管理上やむを得ない場合

6. 規定の周知

本規定は院内掲示、ホームページ等により患者及び家族等へ周知する。

7. 規定の制定及び見直し

本規定は、病院運営の状況、社会情勢の変化並びに本規定に係る法令及び省令等を踏まえ、定期的に病院運営会議にて見直しを行うものとする。

フジタ病院 病院長

(付則)

本規定は、令和8年6月1日より施行する。